

1. 事業の沿革

最初の免許	組 織 変 更					
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

イ. 代理又は媒介の実績

[illegible]

(第二面)

ロ. 売買・交換の実績

種 類 \ 期 間			年 月 日 から 年 月 日 まで の 1 年 間	年 月 日 から 年 月 日 まで の 1 年 間	年 月 日 から 年 月 日 まで の 1 年 間	年 月 日 から 年 月 日 まで の 1 年 間	年 月 日 から 年 月 日 まで の 1 年 間
売	宅 地	件 数					
		価 額 (千円)					
	建 物	件 数					
		価 額 (千円)					
	建宅 地及 物び	件 数					
		価 額 (千円)					
却	合 計	件 数					
		価 額 (千円)					
入	宅 地	件 数					
		価 額 (千円)					
	建 物	件 数					
		価 額 (千円)					
	建宅 地及 物び	件 数					
		価 額 (千円)					
入	合 計	件 数					
		価 額 (千円)					
交	宅 地	件 数					
		価 額 (千円)					
	建 物	件 数					
		価 額 (千円)					
	建宅 地及 物び	件 数					
		価 額 (千円)					
換	合 計	件 数					
		価 額 (千円)					

備 考

- 1 新規に免許を申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。
- 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号若しくは名称の変更について記入すること。
- 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。
- 4 「売買・交換」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入すること。

添 付 書 類 (2)
誓 約 書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、法定代理人及び法定代理人の役員は、法第5条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

商号又は名称

氏 名

(法定代理人

商号又は名称

氏 名

地方整備局長

北海道開発局長 殿

知 事

添 付 書 類 (3)
略 歴 書

(フリガナ) 氏 名					
職 名				登録番号	
職 歴	期 間		従 事 し た 職 務 の 内 容		
	自	年 月 日			
	至	年 月 日			
	自	年 月 日			
	至	年 月 日			
	自	年 月 日			
	至	年 月 日			
	自	年 月 日			
	至	年 月 日			
	自	年 月 日			
	至	年 月 日			
自	年 月 日				
至	年 月 日				

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

添 付 書 類 (4)

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知事

商号又は名称

氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)

記

事務所の名称	所 在 地	専任の宅地 建物取引士 の数	宅地建物取引業に 従事する者の数
		名	名
		名	名
		名	名
		名	名

添 付 書 類 (5)

資産の状況を示す書面

年 月 日現在

資 産	価 格	摘 要
資 産 現 金 預 金 有 価 証 券 未 収 入 金 土 地 建 物 備 品 権 利 そ の 他 計		
負 債 借 入 金 未 払 金 預 り 金 前 受 金 そ の 他 計		

備 考

- 1 この書面は、個人の業者のみが記入すること。
- 2 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

(Λ 4)

1:5:0

(第五)

相談役及び顧問 (法人の場合)

受任番号

申請時の免許証番号

()

預審

31	教名コード			就任年月	日		年		月		日	
	フリガナ											
	氏 名											
	生 年 月 日				年		月		日			
	住所市区町村コード				都道府県			市区区		区町村		
位 所												

確認欄

7

51	役名コード		就任年と日		年		月		日
	フリガナ								
	氏名								
	生年と日		年		月		日		
	住所市区町村コード		都道府県 市郡区 区町村						
	住所								

確認情

☐

31	後名コード		就任年月	コ		年		月		日
	フリガナ									
	氏 名									
	生 年 月 日			年		月		日		
	住所市区町村コード			都道府県			市郡区		区町村	
	住 所									

確認欄



51	役名コード			就任年月	日	年	月	日
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日			年	月	日		
	住所市区町村コード			都道府県		市区町村		
	住所							

確認欄



受付番号 申請時の免許証番号 ()

52

フリガナ										
氏名又は名称										
生 年 月 日	年	月	日	H						
保有株式の数 (出資金額)	株 (円)	割	合	%						
市区町村コード				都道府県			市郡区		区町村	
住所又は所在地										

52

フリガナ										
氏名又は名称										
生年月日	年	月	日							
保有株式の数 (出資金額)	株 (万)	割合	%							
市区町村コード			都道府県			市郡区		区町村		
住所又は所在地										

၁၆

フリガナ													
氏名又は名称													
生 年 月 日	年	月	日										
保有株式の数 (出資金額)	株 (円)	数	合	%									
市区町村コード				都道府県 市郡区 区町村									
住所又は所在地													

52

フリガナ										
氏名又は名称										
生 年 月 日	年	月	日							
保有株式の数 (出資金額)	株 (円)	千 分 之	%							
市区町村コード				都道府県 市町村						
住所又は所在地										

11

備 考

1 各面共通関係

- ① この書面は、申請者が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ③ 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表により該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	0
---	---

 (5)

		1	0	0
--	--	---	---	---

 [国土交通大臣(5)第 100 号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	鳥根県知事	51	北海道知事 (石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事 (渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事 (檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事 (後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事 (空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事 (上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事 (留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事 (宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事 (オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事 (胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事 (日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事 (十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事 (釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事 (根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「住所市区町村コード」及び「市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。
- ⑤ 「住所」及び「住所又は所在地」の欄は、④により記入した住所市区

町村コード及び市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、
街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ一（ダッ
シュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

（記入例）

霞	が	関	2	—	1	—	3		
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

- ⑥ 第一面又は第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した
書面に記載して当該それぞれの面の次に添付すること。

2 第一面関係

- ① 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入するこ
と。

11	相談役
12	顧問

- ② 「就任年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当
する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たつて
は、空位の□に「0」を記入すること。

（記入例）

H	—	0	1
---	---	---	---

 年

0	8
---	---

 月

2	3
---	---

 日

[平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

- ③ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて
左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。
また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

3 第二面関係

- ① 氏名又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで左詰めで記入し、濁
点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名又は名称」の欄も
左詰めで記入すること。なお、株主又は出資者が個人である場合には、
姓と名の間に1文字分空けて記入すること。

- ② 「生年月日」の欄は、株主又は出資者が個人の場合にのみ記入するこ
と。その場合に最初の□には下表より該当する元号のコードを記入する
とともに、□に数字を記入するに当たつては、空位の□に「0」を記入
すること。

（記入例）

H	—	0	1
---	---	---	---

 年

0	8
---	---

 月

2	3
---	---

 日

[平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

- ③ 「割合」の欄は、株式会社にあつては該当する株主につき保有株式の発行済株式総数に対する割合を、その他の法人にあつては該当する出資者につき出資金額の出資金総額に対する割合を記入すること。

添 付 書 類 (7)

事務所を使用する権原に関する書面

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名) (所在地)						
(事務所名) (所在地)						
(事務所名) (所在地)						
(事務所名) (所在地)						
(事務所名) (所在地)						
上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。 年 月 日 商号又は名称 氏 名						

備 考

- 1 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名（法人の代表者名を含む。）を記入すること。
- 2 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - ① 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
 - ② 「用途」の欄は、登記事項証明書、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途（住居、事務所等）について記入すること。

添 付 書 類 (8)
略歴書 (専任の宅地建物取引士等)

住 所	電話番号 () -		
(フリガナ) 氏 名		生年月日	年 月 日
職 名		登録番号	
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 の 内 容	
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

備 考

法第31条の3第2項の規定により同条第1項の宅地建物取引士とみなされる者にあつては、本様式の作成を省略することができる。

添 付 書 類 (9)
代表者等の連絡先に関する調書

免許を受けようとする者（法人である場合においては、その役員）		
(フリガナ)氏名	住 所	電 話 番 号
政令第二条の二で定める使用人		
(フリガナ)氏名	住 所	電 話 番 号

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

備 考
この書面は、法第九条の規定により法人の役員又は政令第二条の二で定める使用人の変更の届出をしようとするときは、その届出に係る者についてのみ作成すること。

添 付 書 類 (10)

(A4)

11710

宅地建物取引業に従事する者の名簿

受付番号

申請時の免許証番号

 ()

事務所の名称

事務所コード

従事する者

 名のうち専任の宅地建物取引士 名

項番

項番	業 務 に 従 事 す る 者						
	氏 名	生 年 月 日	性 別	従業者証 明書番号	主たる 職務内容	宅地建物取引士であ るか否かの別	
1			1.男 2.女			[]	
2			1.男 2.女			[]	
3			1.男 2.女			[]	
4			1.男 2.女			[]	
5			1.男 2.女			[]	
6			1.男 2.女			[]	
7			1.男 2.女			[]	
8			1.男 2.女			[]	
9			1.男 2.女			[]	
10			1.男 2.女			[]	
11			1.男 2.女			[]	
12			1.男 2.女			[]	
13			1.男 2.女			[]	
14			1.男 2.女			[]	
15			1.男 2.女			[]	
16			1.男 2.女			[]	
17			1.男 2.女			[]	
18			1.男 2.女			[]	
19			1.男 2.女			[]	
20			1.男 2.女			[]	
21			1.男 2.女			[]	
22			1.男 2.女			[]	
23			1.男 2.女			[]	
24			1.男 2.女			[]	
25			1.男 2.女			[]	
26			1.男 2.女			[]	
27			1.男 2.女			[]	
28			1.男 2.女			[]	
29			1.男 2.女			[]	
30			1.男 2.女			[]	

確認欄

備 考

- ① この書面は、事務所ごとに作成すること。
- ② 申請者は、＊印の欄には記入しないこと。
- ③ 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	0
---	---

 (5)

		1	0	0
--	--	---	---	---

 [国土交通大臣(5)第 100 号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	鳥根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「宅地建物取引業に従事する者」には、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含めること。

また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。

と。

なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。

- ⑤ 「氏名」の欄は、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H	0	1	0	8	2	3
---	---	---	---	---	---	---

[平成元年8月23日の場合]

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

- ⑦ 「性別」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- ⑧ 「従業者証明書番号」の欄は、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。なお、新規の免許の申請の場合には、あらかじめ同項の証明書の番号を定め、その番号を記入すること。
- ⑨ 宅地建物取引士である者については、[]内に登録番号を記入し、このうち専任の宅地建物取引士である者については、[]の前に○印を付けること。

(記入例)

○	[(東京) 0 0 0 1 0 0]
---	----------------------

[東京都知事登録第000100号である専任の宅地建物取引士の場合]

- ⑩ この書面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。